

①タイトル名検索若しくはページ番号(78031500)で検索できます。

障害福祉サービス等情報公表制度について

更新日: 2024年2月26日 ページ番号: 78031500

情報公表制度の概要

【概要】
情報公表制度は利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的として、平成30年4月施行の改正障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、1.事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、2.都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みが創設されました。

- 障害福祉サービス等情報公表制度(厚生労働省ホームページ)(外部サイト)

【留意点】
下記サービス(基準該当サービスは除く)の西宮市の指定を受けている事業者及び年度中に新規指定を受けてサービスを提供しようとする事業者は、障害福祉サービス等情報を西宮市に報告することが義務付けられています。なお、報告内容がWAMNET情報公表システムに公表されます。

- WAMNET情報公表システム(外部サイト)

対象サービス一覧

【報告対象となるサービス一覧(基準該当事業所を除く)】

1. 居宅介護
2. 重度訪問介護
3. 同行援護
4. 行動援護
5. 療養介護
6. 生活介護
7. 短期入所
8. 重度障害者等包括支援
9. 施設入所支援
10. 自立訓練(機能訓練)
11. 自立訓練(生活訓練)
12. 宿泊型自立訓練
13. 就労移行支援
14. 就労継続支援A型
15. 就労継続支援B型
16. 就労定着支援
17. 自立生活援助
18. 共同生活援助
19. 計画相談支援
20. 地域相談支援(移行)
21. 地域相談支援(定着)
22. 障害児相談支援
23. 児童発達支援
24. 医療型児童発達支援
25. 放課後等デイサービス
26. 居宅訪問型児童発達支援
27. 保育所等訪問支援

(注) 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設は、兵庫県が管轄となります。

報告方法

WAMNETより事業者が事前登録をしている電子メールアドレスあてに送信されるログインID、パスワードで障害福祉サービス等情報公表システムへログインし、以下の手順に従って報告を行ってください。ログインID、パスワードが届いていない場合やメールを削除された場合は、西宮市法人指導課事業者指定チーム（TEL：0798-35-3152）までお問い合わせください。

ログインIDは、指定権者ごとに、一事業者（法人）1つの付与となっており、西宮市内で、複数事業所を運営する事業者（法人）は、一事業所ごとに付与されています。

ログインページ

[障害福祉サービス等情報公表システムログインページ（外部リンク）](#)（外部サイト）

手順1.システムにログイン後、画面上部にある「事業所情報の照会・編集を行う」メニューをクリックする。

手順2.検索条件を入力した後、「検索ボタンをクリック」。事業所一覧画面を検索する。

手順3.検索結果から詳細情報を入力する事業所・施設名称のリンクをクリックする

手順4.「事業所詳細情報の編集を行う」画面の各タブにて詳細情報の入力を実施する。

手順5.すべてのタブの入力内容を確認し、「保存」タブより入力内容の承認申請を実施する。

③事業者はこちらより情報公表システムにログインできます。

操作説明書等掲載ページ

[障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板（外部リンク）](#)（外部サイト）

本システムに関するお知らせや操作説明書（マニュアル）があります。

具体的な操作手法、登録事項については、情報公表システムに掲載されている登録マニュアルを参照してください。

④事業者はこちらより情報公表システムの操作説明書をダウンロードできます。

報告の開始・期限の時期

報告年度4月1日より前に障害福祉サービス等の指定をされている事業所

- 毎年度5月初日から7月31日の間に、報告を行ってください。

年に一度は必ず報告が必要です。報告時期にWAMNETから案内メールが届きますので、ログインして内容を確認の上、報告を行ってください。

報告年度4月1日以降、新たに障害福祉サービス等を指定される事業所

- 事業者指定を受けた日から1カ月以内に報告を行ってください。

⑤事業者はこちらの時期に情報公表システムの更新を行ってください。

公表時期

報告年度4月1日より前に障害福祉サービス等の指定をされている事業所

- 報告後2カ月以内

報告年度4月1日以降、新たに障害福祉サービス等を指定される事業所

- 報告後1カ月以内